

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

お知らせ ○ 公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 …………… 福利・給与課 1頁

お 知 ら せ

平成30年6月29日付け三重県公報号外に、教育委員会関係条例が次のように掲載されました。

公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成三十年六月二十九日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県条例第六十八号

公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

公立学校職員の退職手当に関する条例（昭和三十年三重県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第五項第二号中「第八条第三項」を「第八条第一項第五号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発 行
津市広明町13番地 三重県教育委員会